

平成30年度 第1回北海道大規模小売店舗立地審議会 議事録

1 日 時 平成30年6月11日(月) 13:30~15:00

2 場 所 道庁本庁舎9階 経済部会議室

3 出席者 (1)北海道大規模小売店舗立地審議会委員

委員	大平	義隆	
委員	田村	愛美	
委員	南部	美砂子	
委員	菊池	幸恵	
委員	内海	佐和子	
委員	中野	裕隆	
委員	宮原	進	
委員	薄井	タカ子	
委員	波岡	和昭	
委員	小林	聖恵	(計10名)

(2)事務局(北海道)

経済部地域経済局長	田畑	洋一	
地域経済局中小企業課地域商業担当課長	齊藤	伸子	
商業グループ主幹	今井	雄二	
主査	松本	高幸	
主任	小林	和哉	
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査	下岡	司	
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査	鈴木	誠之	(計7名)

4 傍聴者 2名(うち報道関係者 2名)

5 議事

(1)北海道大規模小売店舗立地審議会会長及び副会長の選任について

(2)報告事項

- ①大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
- ②北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について
- ③道内の大規模小売店舗立地法特例区域について

6 概要

[開会]

■経済部地域経済局中小企業課 今井主幹

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第1回北海道大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様には、時節柄お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、北海道経済部中小企業課の今井でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の出席ですが、委員 10 名中 10 名のご出席をいただいておりますので、北海道大規模小売店舗立地審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入る前に資料の確認をします。

(資料確認、省略)

[挨拶]

■今井主幹

開会にあたり、経済部地域経済局長の田畑からご挨拶を申し上げます。

■経済部 田畑地域経済局長

経済部地域経済局長の田畑でございます。開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、何かとお忙しい中、平成 30 年度第 1 回北海道大規模小売店舗立地審議会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、去る 6 月 1 日付けで委員の改選が行われ、委員の皆様には、ご就任いただき、重ねてお礼申し上げます。これから 2 年間よろしく願いたします。

さて、大型店の出店につきましては、生活環境の保持や地域との調和を図ることを目的に平成 12 年 6 月に大規模小売店舗立地法が施行されております。以降 18 年間、昨年の 49 件を受けまして、トータルで通算 1,300 件以上の新設や変更の届出が提出されております。

各部会におきまして、種々審議をいただいているところでありますが、案件の審議を通じ大規模小売店舗の立地に伴う周辺的生活環境保持等に、格別のご指導、ご協力をいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

さて、本道経済についてでございますが、個人消費や設備投資を中心に回復基調にあるとされていすけれども、道内中小企業を取り巻く環境というのは、ご存じのとおり、大変厳しい状況にあり、人口減少による人手不足や、原油価格の高騰などによるコスト増加が見られ、厳しい状況が続いているものと受け止めております。

地域商業におきましても、近年では、都市部におきましても、インターネット販売の増加などにより、店舗の売上が減少し、中心市街地から大型店が撤退する事例も見受けられております。

また、高齢者の方にとっても自動車の運転が困難になり、買い物に行くことができない「買い物弱者」の増加も問題視されている状況にあります。

こうした状況を受けまして、国では、様々な商店街活性化や中心市街地活性化対策を講じているところでございます。

道におきましても、昨年度、地域商業活性化条例の点検・見直しを行い、第 2 期「地域商業活性化方策」を策定したほか、「地域貢献活動指針」を改訂し、今年 4 月から施行している状況でございます。今後におきましては、第 2 期方策や指針の周知を図り、事業者などの自主的な取組を促進するとともに、国や市町村、関係団体等と連携し、地域商業の活性化を支援していきたいと考えております。

本日の審議会は、会長、副会長の選任、各部会における審議状況などについての報告や、各部会

の円滑な運営に資するための情報・意見交換を予定しております。忌憚のないご意見・ご発言をお願いいたします。

委員の皆様には、今後とも、本道における大規模小売店舗立地法の適正な運用が図られますよう、それぞれの専門的なお立場から格別のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

■今井主幹

本日は、委員改選後の初めての審議会となりますので、私から出席者名簿の順番で、委員の皆様をご紹介します。

(各委員による自己紹介、省略)

[議事]

(1) 北海道大規模小売店舗立地審議会会長及び副会長の選任について

■今井主幹

次に議事に入ります。北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程第3条によりますと、会長が議長を務めることになっておりますが、会長選任までの間は、齊藤地域商業担当課長が仮議長として議事を進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

■経済部地域経済局中小企業課 齊藤地域商業担当課長

それでは、会長、副会長が選任されるまでの間、議長を務めさせていただきます。

最初の議事であります「会長、副会長の選任について」ですが、北海道大規模小売店舗立地審議会条例第4条第2項では、「会長及び副会長は、委員が互選する。」となっております、これに従いまして選任を進めたいと思っておりますが、どなたかご意見はありませんか。

(意見なし)

特になければ、事務局から提案がありますので、説明をお願いします。

■今井主幹

では、事務局より提案させていただきます。会長には、経営学のご専門であり、前期に当審議会の会長及び第1部会長を務められた、北海学園大学の大平委員を、また、副会長には、認知心理学及び認知科学のご専門であり、前期に当審議会の副会長及び第2部会長を務められた、公立はこだて未来大学の南部委員を推薦いたしますが、いかがでしょうか。

(一同了承)

■齊藤地域商業担当課長

ただいまの案件は、事務局案どおりご承認いただきましたので、会長は大平委員に、副会長は南部委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

これからの議事進行は、大平会長にお願いしますので、大平会長はお席の移動をお願いします。

■大平会長

大平でございます。今まで通り忌憚のない意見が出るように審議会を進めていきたいと思えます。それぞれの部会でも十分に議論をなされるようにご配慮していただきたいと思えますので、どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

■齊藤地域商業担当課長

ありがとうございます。議事に入る前に、審議会の部会長、副部会長及び特別委員の指名についてであります。北海道大規模小売店舗立地審議会条例第7条第2項で「部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる」とされています。

また、同条例第7条第3項において、「部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する」ことになっております。部会長、副部会長及び特別委員の指名について、事務局で案を用意していますが、会長よろしいでしょうか。

(会長了解)

■齊藤地域商業担当課長

ありがとうございます。事務局で用意している案について、会長の了解をいただいたので、名簿を配付させていただきます。

(名簿を配付)

■大平会長

この名簿のとおり部会長、副部会長及び特別委員をお願いしたいのですが、ご了解いただけますか。

(委員了解)

■大平会長

ありがとうございます。2年間ご協力をお願いします。

[報告事項]

■大平会長

それでは、改めて議事に入らせていただきます。次第に従いまして、議題(2)の報告事項に入ります。報告事項①「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明～省略)

■大平会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。
(質問なし)

それでは、次に進みます。報告事項②「北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について」を事務局から説明願います。

(事務局説明～省略)

■大平会長

資料を見るとかなり部会、年度によって違いますね。北海道は広いなと思いました。部会長、副部会長いかがでしょうか。補足的なご説明がありましたらお願いいたします。

■ B 委員

第2部会から説明させてください。平成28年度に振興局長等から配慮を求めた内容として、3件通知をいたしました。その内容はこの年にたまたまだと思うのですが、小学校、中学校などの学校がすぐ近くにある、かなり密集した地域で、バス停もあって、結構人通りと車の通行が多いところでの変更、新設の届出において、周囲の状況を考えて、特に事前説明から本審議に至るまでに設置者から「~のように対応します」とはっきり回答はいただいていたのですが、それに対して、特に子供達の通学に注意をして欲しいというのと、全体としては地域と一緒に街を作っていくようお願いをさせていただきました。

■大平会長

参考になります。そのようにいつも意識していかないといけないですね。第3部会はいかがでしょう。

■ D 委員

資料にございますように、振興局長名で配慮を求めた内容となっているものが平成29年度に第3部会から通知が出されております。店舗Aの新規出店だったのですが、その周辺に既存の大型店舗がございまして、その駐車場の出入口と、新規店の駐車場の出入口が近いことと、交差点が比較的近いということで渋滞が懸念され、さらに新規の店舗Aが右折入構を求めたということで心配という意見が出されました。ただ、室蘭警察署からはそのまま右折入構でOKという意見が出されたのでそのまま進めました。実際に開店したあと、振興局の方が見に行った結果、渋滞はしていないことを確認済みです。開店当時はさすがに少し渋滞していましたが、今のところ大きな問題は起きずに営業されているとのことでした。

■大平会長

ありがとうございます。第4部会いかがでしょうか。

■ F 委員

第4部会で28年度に出てきた案件の審議ですが、先ほど事務局に説明いただいたように資料を見ると店舗Bの新設届で意見なしとしておりますけれど、問題になった項目が書いてございます。国道と道道に面している角地に設置されていまして、道路の幅が非常に狭いことから、渋滞発生が予想されるということでした。ただし、実際に狭い道路については、事業は遅くなりますけども、拡幅の予定があるとのことで、現在は渋滞の恐れがありますけれども、今後整備され、道路の幅が確保されれば問題なくいけるのかなと思っています。事業者にご注意喚起をしましたが、結果的には問題なくいけたのかなと印象にあります。

■ 大平会長

ありがとうございます。第5部会はいかがでしょう。

■ I 委員

29年度の案件の中で、店舗Cの審議事項について、いろいろと注意喚起する点がございました。駐車場の障害者スペースと店舗入口の関係などこちらからの意見をお伝えしたところ、事後の調査の中で配慮されていなかったことが今年度に入って発覚した事例があり、振興局の方々も対応いただいているところですが、対応が不十分だった事例がございました。

■ H 委員

今、I委員からお話ししていただいた店舗Cのことですが、店舗Cは身障者の駐車場スペースが平面図には記載がありまして、その直近に出入口がある平面図でした。「身障者が駐車場から入口までにスムーズな導線で行けますか」という質問をし、振興局から業者に確認した結果、「フラットである」と業者から振興局に返答があり、振興局がまとめた文書で委員に提示、それなら車いすの対応も大丈夫と判断し、「意見なし」としましたが、実際に開店して現地に振興局の方が見に行くと1、2段ほどの段差がついて、すぐに車いすの対応ができない状況になっていました。もう一点、隔地駐車場でも市道を挟んだ反対側の駐車場に蟻集の防止のために縁石をつける、自由に出入りできないような縁石をつけるという回答があったのに、同じく現地に行くと対応していませんでした。現在も振興局の方が業者の方とやりとりしているが、埒があかない状況です。このような場合、振興局も部会としてもどのように対応していいかわからないと困惑している状況であります。こういうケースについて、1つ大きな問題があったのが店舗Cのケースです。

■ 大平会長

わかりました、ありがとうございます。ご意見として出していただいてありがとうございます。次の話題に触れる前に一部、部会で出てきた駐車場の件で1つ気になった点としては、札幌市内と江別方面では、まるで人工密度からして土地の使い方が違っていまして、なかなか平面図ではわからないところでも、グーグルマップで地点をだすと360度見られる仕組みがあって、それで確認してみると状況、車の通りが把握できることがわかりました。ほかの大学に移って委員を辞められたある方が、「慌てなくても大丈夫です。ここはこういう土地の使い方をしてこんな風に見えますから。」と画像で見せていただいて、私もそれから画像で見るようにしていたら、なるほど、ここで

申し立てていることはその通りだと。右折も全然問題ないと。そもそも来ないのだから、ということがよくわかってですね、誤解とか思い違いを削減できたかなと思います。きちんとした資料が上がってきているなどわかりました。先ほどのことで第1部会はかなり量があるのですけれども「意見なし」として出させていただきましたことをご報告いたします。

部会長のお話を聞きまして、副部会長で何か補足することはないでしょうか。ご発言いただければと思います。

■ E委員

先ほどの室蘭の店舗Aを作るとき、実際に現地確認を行ったが、生活道路で幅が8mしかない。そこをモール化して店舗Aだけではなく、すでに立地している既存店を含めて、街を作るわけです。モール化して大きな街を作る。そこをなぜ行政は指導できないのか。それは用途地域の大型店はただし書きで作っているから、建てる代わりにこうゆうことをやってください、道路を拡げてくださいと指導できると思うがそれがされてない。確かに担当の方から聞くと渋滞はしていないと言いますが、しかし、8m道路は2車線ですから右折車がいるとすれ違いができないんですよ。我々がやるときは、例えば店舗Dを作っているときに地主さんと協議して生活道路で8mのところを11mに拡げてきちんと車が通り抜けられるように指導をするわけですよ、それから大型店は中学校の跡地を民間に売ってそこにできた。前面の道路が暫定4車線であり、それを市の方で正規の4車線に拡げている。だから2車線で普通、生活道路に大型店を建てるのは市として考えられない。こういうときはもう少し行政は強く出ていくことですね。室蘭の話も8mで問題ないと言いますが、きちんと4車線にすればもっとお客さんが集まるかもしれない。だから今がいいのではなくて、行政がまちづくりをやっているのだから、そこはやっぱり行政の担当者が強く言うべきである。道庁さんは言えないかもしれないが、許可をする市は用途地域のただし書きによる許可や、モールの開発行為を許可するときに指導することができるわけだから、そうやっていい街を誘導していくべきだと思います。ここが室蘭には欠けていたな、と思います。

■ 大平会長

ありがとうございます。ちゃんと道庁の皆さん聞いていますから、道庁さんに関わる部分については、ご心配なく。それでは先ほど事務局でご説明いただきまして、皆さんお作りになった資料以外の部分でもご説明がございました。事務局からの説明全般に関しまして、何かご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

■ 大平会長

次に参りたいと思います。報告事項③「大規模小売店舗立地法特例区域について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明 省略)

■大平会長

ありがとうございます。今の説明について、何か質問等ございますか。

(質問等なし)

■大平会長

次に意見交換ですが、意見交換については、H委員からご提案いただいております。H委員ご説明いただいております。

■H委員

審議させていただく上で部会事務局から出させていただく資料がございます。そこに書かれていることを基本に我々は議論をする訳ですけれども、例えば、堆雪スペースと従業員の駐車場というのはここに書かれているとおり、要するに必要な駐車台数を計算で求めていくのですが、表裏一体の関係にあるわけです。敷地の狭いところで、事業の採算性も考えてギリギリいっぱいのスペースで建てていく。そうしたときに、問題となるのが堆雪スペースの確保と従業員の駐車場である。端的な例が帯広十勝の例ですけれども、車がないと生活できない地域なのに、従業員には公共交通機関を利用させるのだという記載がある。このことについて、委員の皆様からはこういう地域でこんなことあり得ないだろう、バスの本数も1時間に1本しかないのに従業員がどうやって公共交通機関を利用するのだという話がある。それと堆雪スペースの件で、雪の量が帯広や釧路はそれほど多くないですが、網走や北見などほかの地域で雪が降ったらすぐ排雪するのだと記載されている。実際雪が降ったら除雪業者さんは大変で、すぐに来てくれないという地域の話がある。要するに地域の実態と実情とかけ離れていることが堂々と記載されている。そのことについて、私達はどのような議論を深めていけばいいのかと委員の皆様から頻りに意見が出されている。ある委員さんからはこれは性善説で考えなければ議論できないのではないかと。要するにすぐに排雪するのですね、わかりました、従業員に公共交通機関を利用させると書いてあるからその通りこれで大丈夫ですね、果たしてそれでいいのか、私ども審議会のあり方として果たしていいのか。そういうことで、他の地域の皆様がこの案件でどのような議論をされているのか、お聞きしたくて私は問題提起をしました。以上です。

■大平会長

ありがとうございます。これからそれぞれ部会ごとに、今のH委員のお話に関しまして同じような議論があったかどうか、併せてご意見もお聞きしたいと思いますので、部会ごとにお話しいただきたいです。A委員からよろしいでしょうか。

■A委員

いくつか全く同じではないですけれども、似たような意見が出たことがありまして、それとともに皆さんのところでも多分そうだと思うのですけれども、駐車台数と騒音について指針から随分下回っていることが多々あるなということがここしばらくずっと思っていることです。条件を変えて通常ではない方法に変えて測定したらOKでしたとか、この地域ではこれでOKと言われる

と、そうですかとしか言えない状況というのはいくつかあります。折角私達が時間を取って真剣に議論している訳ですから、このように第5部会が言っている意見とか、指針を随分下回っていて、これはどうなのか私達も意見を申し上げた点については、やはり後から自主的に何らかのご報告をいただくようなシステムになれば、私達も本当に大丈夫だったんだと検証できますし、だめであればもう少し強めに申し上げることができると思いますので、システムの根本ができればいいなと考えます。先ほど第5部会も同じく何度も見に行っただけでも、全然直していただけないということも、皆さんが大規模小売店舗をつくるそれぞれの方々が自主的にやっていかないと結局はあのとき済めば成功という形で形骸化してってしまうので、そこを今後何らかの方法でプラスにしていくといいなと考えます。あと指針についても、いつも指針を下回っていてもOKとなると、指針の数字がそもそもどうなのかということになるので、見直しの機会があればよりいいと考えております。

■大平会長

ありがとうございます。第2部会はいかがでしょう。

■B委員

第2部会は結構平和でして、これまでも類似の事例であれば駐車場の台数減少や基準を下回る申請の両方があったのですが、いずれも比較的合理的な根拠を出していただいた上で台数を減少させることをおっしゃっていただいておりますので、委員にとっては、函館市もかなり人口が減ってきておりますので、今の函館市の状況にあった申請と考え、特にそこを問題視することはありませんでした。例えば基準を下回るような駐車場台数であるとしても、その後、委員の生活圏内で委員の方が確認するという機会が結構あるのですが、駐車場がそれでも余っている現状であることや渋滞で混雑しているとか、危ない感じがするとかの問題は少なくとも委員のなかで把握していない。事務局からの事後の報告をいただくのはなかなか難しいので、委員が生活者として見た時にこのような問題は生じておりません。

第2部会でも少し話題になったことは、少なくともこの基準は函館市のように、かなり人口が減少している地域では少し厳しすぎるかもしれないとの意見が出ていました。地域で基準そのものを見直すことや、どの辺まで減らしても大丈夫だったか、データで実際に運用していく中で、このあたりまではOKのような目安があると双方納得してやっていけるのではないかと思います。

■C委員

そのとおりだと思います。地域に合わせて状況が変わっていて、第2部会は基本的に函館市街地なのでどうしても対応というのはわかりやすいところであるし、さらに自分たちの生活に照らし合わせて可能かどうかとわかるのですが、場所によってはそうでもないところもあると思うので、どのような割合で決めていくかはそれぞれ検討していく必要があると思うのですが、やはり地域に合わせた基準、もしくはその幅みたいなのが設けられれば良いと思います。

■大平会長

ありがとうございました。第3部会はいかがでしょう。

■ D 委員

駐車台数につきましては、基準を下回る案件がございました。室蘭市につきましては人口が減少していますので、実状と合っている気がしています。事後に関して、実際に運用されてから情報があがってこないの、自分たちで見た、生活してみた実感からして、基準を下回っても十分足りている気がいたします。

意見といたしましては、私は室蘭市に住んでおりますので、室蘭の状態になりますが、一緒に苫小牧市も第3部会に入っております、苫小牧市と室蘭市はかなり事情が違います。案件が出てきましても第1、第2部会と同じような意見ですが、やはり基準を見直す時期に来ているのではないかと思います。先ほどと同じ意見ですが、やはり地域によって基準を変える方がより実際の基準になるのではないかと思います。あと公共交通機関の話ですが、北海道は冬期になるとかなり厳しい状態になりますので、これこそ実状に合っていないような気がしまして、見直すべき点ではないかと思います。

■ E 委員

おそらく駐車場の話は業態によると思います。例えばホームセンターは面積でいきますと駐車場に対するお客さんはそれほどいないですよ。一方、生鮮など扱うスーパーですと結構車が停まる。だから計算の方法としても業態ごとに見直すのはどうですかね。雪も降るところと降らないところがあるから、そこも考慮に入れておく必要がある。もう少し細かくやる必要があると思います。最近新しい大型店は苫小牧の場合だとほとんど駐車場の方が広いです。まず駐車場が狭いという話は聞いたことはないです。

■ 大平会長

特に道外から来るとびっくりしますよね。ありがとうございました。第4部会はいかがでしょう。

■ F 委員

第4部会でも基準を下回る駐車台数の届出は何件かありますが、類似店舗の台数等を参考に算出されており、問題ないかと思います。個人的な意見ですけれども、先ほども仰っていましたが、基準を下回っていても実際現地に見に行くと相当スペースが余っているケースが見受けられるので、台数を減少させるのも問題ないとの印象を持っており、基準を若干見直す必要があると感じました。

帯広の件では審議において、従業員は公共交通機関を利用し通勤するなど現状と違う説明をするというのは、その場限りの言い逃れではないかと言う気がするの、それは信義に反しているのではないかと思います。審議会としては書面の記載を前提として考えますので、実状はこうだと正直に言うてもらうのは基本ですから。信義に反していることは、道の担当の方も大変だろうけど、きちんと諫めて欲しいと思います。

■ 大平会長

ありがとうございます。G委員はいかがでしょう。

■ G委員

私たちの部会は、事務局から出てきた書面が正しいという認識を基にやらないと何を信じてやっていけばいいのかとの話になるので、それを前提として審議を進めている状況です。そこで疑問が生じてこれをもう少しこうしたら変わるのでしょうかという意見が出てきたら、事務局からそうやった場合はこうでしたという報告がきちんと出ているような形になっている。ただ先ほど帯広の事例がありましたけれども、そこに記載してあることが最終的な段階で事実と異なる。その場合、誰に責任が来るのかというのが一番の問題ではないのかなと思います。やはり報告した業者本人の責任であるなら、事実と異なる記載があったので取り消します、というくらいの状況を作ってくれないと審議する方も責任が持てない。それでもし何らかの事故が発生してしまったら、非常に大事になってマスコミなどに出ていくこともありかねない、ということに至ると思うんですよ。そういう事例が生じた段階で取消しも念頭に入れて対応できるような、何らかの処置ができるようなシステムができればいいなと思います。

■ 大平会長

ありがとうございます。個人的な意見ですけど、結果というのはいろいろこちらの見ている視点からであって、スピードの問題のような気がします。向こうは一生懸命やっていて、こちらは遅いから事実とは違うのではないかという、その部分の判断は簡単なようで難しい話のような気がします。ただ、社会人ですから発した言葉には責任はとらないといけない。

■ G委員

結果的に審議の内容と実態が違って、事故が起きたときは怖いなと思います。

■ 大平会長

仰るとおりです。組織人になると守ろうにも守れないというケースが多々出て参りますので、そこは先生方もよくご存じだと思いますけど、そういった事情もあるかもしれませんね。

他に聞いている中で、もう少し発言をご希望される方はいませんか。

(発言希望者なし)

■ 大平会長

ということでH委員いかがでしょうか。こういう意見でございます。

■ H委員

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

■ 大平会長

基本的に大きな事例として、店舗Aの件と店舗Cの8m道路の件、恐らくスポット的に出てきたのかなと思います。店舗Aはたまたまそういう事例になってしまったのかなとの気がしています。

けれど、すごく大事なことなので、それに対して誰が真摯に向き合うのかとなると我々しか出てこないと思いますので、今後ともぜひその姿勢でお願いしたいと思います。それから基準に関しまして、非常に難しいですよ。まず経済と経営の違いはそのへんの基準の違いなのかなと思うんですけど、全国でやっぱり一つ基準を持たないといけないし、地域的にも持たないといけないし、細かくすればするほどいいんですけど、すればするほど変化をしなければならないので悩ましいところです。ですから、今事務局の方が聞いていて、一番しっかりやらないといけないと思っているのは行政の方だと思いますので、我々は委員と行政のチームですので、お互いに信用しながらやっていきたいと思います。まちづくりに関しても、何より街を良くしようと思っているのも道庁のメンバーですので、これも併せて我々と一緒になって、今後ともまちづくりに少しでも関わることが出来たらいいなと思います。

今日の意見はものすごくこの審議会にとってプラスになるのではないかと思います。部会の部会長、副部会長の意見交換だけではなく、行政側にとってもこれがものすごくプラスになるんじゃないかと思います。どうやったらうまくいくのか、世の中大体縦割りになっているのですけれども、なかなか他のところに首を突っ込むことは面倒くさいことなんですけれども、経営の世界ではこれから先、面倒くさいことというのが一番マーケットになっていくだろうということと、行政の世界でも面倒くさいことでもちゃんとやれよと言うのも国からだいぶ言われ始めています。ですからここがメインターゲットになってくるので、要はどうやって工夫していくのかということですよ。工夫は楽しいと思いますので、ぜひ面倒くさいと思わずに、工夫することは楽しいと考えていただいて、行政共々に益々タッグを組んでやっていきたいと思いますので局長、課長よろしくお願いたします。ということで今日はとても有意義な意見公開ができたと思うのですがいかがでしょうか。いろいろ課題等が出てきました。今日の審議に関して、部会にお持ち帰りいただきたいと思います。事務局から意見がありましたら、お願いします。

■ 齊藤地域商業担当課長

ありがとうございました。指針の駐車場の必要台数を下回る数字については、大規模小売店舗立地法ができた頃からの課題と思っており、我々も数字の根拠を持っている国の方に申し入れているのですが、なかなか変えてくれない状況です。E委員も仰っていたように業態によってホームセンターと生鮮食料品店だったら全然違っているとか、札幌と地方だと全然違うとかいろいろなことがあるので、我々としてもなかなか北海道基準は作り難いと思っておりますが、皆様方が審議する上での懸念は十分わかりましたので、今後事務局で、先ほどH委員から出していただいた、1時間に1本しかバスがないような地域で、従業員が公共交通機関を利用すると届出書に記載されていること事態が不自然であるというご発言がありましたけれども、そこは事務局がしっかりと確認して「事実です。」と言われると、我々はどうしようもできないですけれども、できるだけ確認して真摯に対応していただけるようなことはしていきたい。直ぐに皆様と各振興局に下ろせるかどうかはわかりませんが、今日いただいたご意見を踏まえて我々でも検討を重ね、また地域の実際に担当している者と私たちの考えが違うかもしれませんので、その辺を勘案しながら考えていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

■大平会長

事務局から他に何かございますか。

(事務局発言なし)

■大平会長

部会と行政が一緒になってやっていかないとなかなか現実と言うのは、変わってこないと思いますけれども、まず気持ちで負けないようにしっかりとチームでやって行きたいと思います。よろしくをお願いします。最後にその他で何か発言のある方いらっしゃいますか。

(発言者なし)

■今井主幹

大平会長ありがとうございました。終わりに田畑地域経済局長から、お礼のご挨拶を申し上げます。

■田畑地域経済局長

長時間にわたり、このような場をいただき、また、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を、今後の審議会運営などに活かしていきたいと考えておりますし、会長からお話いただきましたように、今日報告、説明いただいた案件につきまして、今後、それぞれの部会が開催される際に部会の中で報告いただくなど、情報共有を図っていければと考えております。

委員の皆様におかれましては、大規模小売店舗立地法の適正な運用が図られますよう、引き続きご指導、ご協力いただけますよう重ねてお願い申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

■今井主幹

それでは、これをもちまして、平成30年度第1回北海道大規模小売店舗立地審議会を終了します。本日はご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございました。